

2022 犬山市プレミアム商品券受託事業実施要領

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に飲食店を中心に多くの商業者が経済的なダメージを受けている。このような状況に対応していくため、飲食店限定券を設けるとともに、市民への生活支援、市内消費の拡大を図ることを目的に実施する。

2. 商品券の名称

「2022 犬山市プレミアム商品券」

3. 実施主体

犬山市から犬山商工会議所が事務受託して実施する。

4. 商品券の発行総額

額面総額 4億4400万円

販売金額 2億2200万円

(商品券には、偽造防止策としてホログラム、通しナンバーを施す。)

5. 商品券の内容

商品券は、500円券12枚、額面6,000円分を1セットとし、3,000円で販売する。

今回は、飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得し、飲食店として参加している店舗のみで使用できる「**飲食店限定券**」2,000円分と、飲食店及び飲食店以外の店舗でも使用できる「**全店共通券**」4,000円分とする。

※昨年までの区分である中小店限定券（中小店でのみ使用可）と全店共通券（中小店及び大型店で使用可）の区分は行わない。

6. 商品券の販売

(1)第1次販売

商品券の購入対象者

犬山市民（基準日令和4年7月10日）（予定） 想定約73,000人

購入限度額は、一人当たり1セット（額面6,000円）までとする。

商品券の販売期間及び場所

犬山市から送付された購入引換券持参者に販売する。

商品券の販売期間は、令和4年8月24日（水）から9月30日（金）とする。

販売場所 市内郵便局、農協、大型店等

※大型店等での販売場所は、地区等を勘案し決定するものとする。

(2)第2次販売

第1次販売で売れ残った場合、第2次販売を行う。

購入対象者は、第1次販売時に第2次販売への応募を希望した者に限る。

上記対象者から、抽選により第1次販売で売れ残ったセット数を販売する。

販売方法、販売場所は未定。

7. 商品券の使用可能期間

令和4年9月1日（木）～令和4年12月31日（土）

8. 商品券を使用できる店舗

商品券は、犬山市内に事業所を有し、本事業参加店として登録された店舗において使用できる。なお、複数の支店がある場合、各支店店舗単位で登録が必要。

飲食店限定券を使用できる店舗については、飲食店営業許可または喫茶店営業許可のいずれかを取得している飲食店とし、本事業に飲食店として参加している店舗に限る。

登録申請期間は、令和4年5月6日（金）から11月30日（水）までとする。（令和4年6月10日（金）までに申し込みした店舗については、購入者に配布するチラシ「参加店舗一覧表」に掲載するものとする。）

9. 商品券の使用について

(1)つり銭の取扱い

使用した商品券の額面金額が、購入した商品の価格を超えている場合、その差額（つり銭額）は返却されないものとする。

(2)使用可能期間を過ぎた商品券の取扱い

使用可能期間が過ぎた商品券の使用はできないものとする。

(3)使用できない品目

- ① 有価証券（宝くじ・商品券・株券など）、切手、印紙、ギフト券、図書券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ② 電気料金、ガス料金、上下水道料金、通話料金、電車賃、バス賃、新聞定期購読代、NHK受信料、医療費（治療費及び処方薬）、公共サービス料、市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券、し尿汲み取り券など
- ③ 税金（所得税・国民健康保険税・市県民税・固定資産税・自動車税・自動車取得税など）
- ④ 金融機関への預貯金や借金の返済
- ⑤ 社会保険料、火災保険、地震保険、自動車保険、生命保険、損害保険料など
- ⑥ たばこ（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売は禁止されている）

(4)禁止事項

- ① 購入対象者（家族を含む）が登録店の場合の直接換金
購入した商品券を登録店で使用せず、直接換金すること
- ② 事業所間取引に伴う支払い等
事業活動に伴って支払う、機器の購入代金、商品仕入れ代金、諸経費等の支払い
※ 禁止事項に違反した場合、参加店資格を取り消すものとする。

10. 参加店について

(1)犬山市内に店舗を有する事業所は登録できる。

登録料は無料

(2)登録できない店舗

- ① 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗関連営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある店舗（キャバレー・クラブ・パチンコ店など）。（会員事業所を除く）
- ② 犬山市外の店舗
- ③ 暴力団対策法の規制を受ける店舗
- ④ その他犬山商工会議所が定める業種（金融機関（銀行・信用金庫）・生命保険会社・証券会社・旅行者）に属する店舗

11. 商品券の換金方法

商品券の換金手数料は、無料とする。

犬山商工会議所——名古屋銀行犬山支店振出の小切手にて支払う。ただし、金融機関によっては小切手の取立に際し、手数料がかかる場合がある。

市内指定金融機関—窓口にて、参加店名義の通帳に入金する。（1日の換金枚数200枚以下のみ）

12. 事業実施のPR

本事業は、犬山商工会議所だより、犬山商工会議所ホームページ、チラシ「参加店一覧表」を広報犬山とあわせて配布、ポスターにより対象者に広く周知を図る。

13. その他

その他、必要とされることは、会頭が定める。